



発行所
社団法人 国民文化研究会
(九州←→東京←→全国)
東京都渋谷区東1-13-1-402
振替 00170-1-60507
電話 03-5468-6230
FAX 03-5468-1470

月刊「国民同胞」編集部
毎月一回10日発行
購読料 年間2000円

皇室典範改定問題を考へる

— 歴史的評価に耐へ得る論議を望む —

定 栄 安 治

皇室典範の改定がマスコミを賑はしたのには、小泉内閣が一昨年十二月「皇室典範に関する有識者会議」を設け、同会議が一年足らずの審議でまとめた「報告書」(平成十七年十一月提出)に基づき、直ちに国会に皇室典範の改定案を提出しようとしたことと、その改定の内容が現行典範を大きく変更するものとなつてゐたことに起因してゐた。そして、内閣のかうした性急なやり方に対する懸念の声が国会開会とともに各界に急速に高まり、加へて秋篠宮家の御慶事もあつて国会上程が見送られたことは周知の通りである。

皇室典範では「旧」「現」とも、過去一貫して万世一系の天皇が継承してきた歴史伝統の事実を踏まへた皇位継承方法を基本に定められてゐる。

被占領期に制定され一法律に貶められた現行典範でも、男系継承の原則は変らなかつた。皇位継承有資格者を男系男子皇族に限定し、皇位継承の順序は、天皇の直系子孫、子孫では年齢順に、長男の子孫、次男の子孫の順としてゐる。ただ現行典範の旧典範との基本的な相違は、嫡系男子継承に限定した点である。

有識者会議の「報告書」は、「安定的な皇位の継承は、国家の基本に關する事項」で、「現行の皇室典範を前提にすると、現在の皇室の構成では、早晚、皇位継承資格者が不在となるおそれがあり、日本国憲法が定める象徴天皇制度の維持や長い歴史を持つ皇位の継承が不確実になりかねない状況となつてゐる」「したがつて、将来にわたつて安定的な皇位の継承

を可能にするための制度を早急に構築することは、現在の我が国にとつて避けて通ることのできない重要な課題である」と、典範改定の意義を強調してゐる。

さらに、現行典範では皇位継承資格に四要件(皇統に属すること、嫡出であること、男系男子であること、皇族の身分を有すること)があり、この中で皇位継承資格者の安定的な存在を確保するための方策を考へるにあつては、「男系男子という要件が焦点となる」と的を絞つてゐる。

また、男系継承が一貫してきたのは、非嫡系による皇位継承と若年での結婚で出生多数であつた条件下で維持されてきたのであり、その条件は現行典範にはなく、また出生数の減少傾向のなかでは、制度は偶然性に左右されて、男系男子による皇位継承が安定的に維持されていくことは極めて困難であるので、現行典範の男系男子継承を改める方向での新たな制度の構築が必要としてゐる。

その上で、皇位継承の四つの形を示し、そのうちで「男子優先」「男系男子優先」は、皇位の安定性で好ましくなく、また男子優先は世襲のあり方として不自然であり、「兄弟姉妹間男子優先」は不安定な期間が生じ

ることがあり得るので、男女を区別せずに、年齢順に皇位継承順位を設定する「長子優先」の制度が分りやすく適当であるとしてゐる。

有識者会議が、男系男子継承の制度を活かす方法を見出す工夫をすることなく、その困難性のみを強調して現行制度を否定する結論を出したことは、早計であるばかりか伝統に弓を引いた革命的な思ひ上がりと言ふ他はなかつた。わづか十七回の審議に加へて、皇位継承は国家の重要事としながら、皇室の御意向を伺はうとはしなかつた。このことは皇室会議の構成員に皇族が含まれてゐる現行典範にもそぐはず、厳しく論難する必要がある。

皇室典範の改定問題では、歴史伝統を踏まへた現行制度の根幹を後世に継承する方策を優先的に検討し、検討過程もまた、皇室への接し方の範を示すものであつて欲しい。正しい手順を踏んで歴史的評価に耐へ、正統性と尊厳の念が広く国の内外から湧き起るやうな論議を望みたい。かつて伊藤博文や井上毅らが、十余年もの歳月を要して「明治憲法と皇室典範の制定」に、心血を注いだ故事を思ひ起すべきであらう。(JA 鹿児島県中央会考査役 数へ五十九歳)